

議案第 12 号

鎌倉市川喜多映画記念館条例の制定について

鎌倉市川喜多映画記念館条例を次のように定める。

平成21年 6 月10日 提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

川喜多長政及びかしこの業績を永く後世に伝え、本市における映画文化の発展に資するため、鎌倉市川喜多映画記念館を設置し、その管理等必要な事項を定めようとするものである。

鎌倉市川喜多映画記念館条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、川喜多長政及びかしこの業績を永く後世に伝えとともに、映画及び映画関連資料の上映及び展示を行うことにより、本市における映画文化の発展に資するため、鎌倉市川喜多映画記念館（以下「記念館」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鎌倉市川喜多映画記念館	鎌倉市雪ノ下二丁目2番12号

(事業)

第3条 記念館の事業は、次のとおりとする。

- (1) 川喜多長政及びかしこに関する資料並びに映画及び映画関連資料（以下「資料等」という。）の上映又は展示
- (2) 資料等の調査及び研究
- (3) その他記念館の設置の目的を達成するために必要な事業
(指定管理者による管理)

第4条 次に掲げる記念館の管理に関する業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 記念館の利用の承認等に関する業務
- (2) 記念館の施設及び設備並びに資料等（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 記念館の事業の企画及び実施に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(休館日)

第5条 記念館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、同日後に最初に到来する日で休日以外の日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることがで

きる。

(開館時間)

第6条 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の承認)

第7条 記念館を利用しようとする者(資料等を観覧しようとする者を除く。)は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の承認をするに当たり記念館の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、第1項の承認を得ようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。
 - (1) 記念館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設等を破損するおそれがあると認められるとき。
 - (3) その他記念館の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金の支払)

第8条 前条第1項の承認を得た者又は記念館において資料等を観覧しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめその利用又は観覧に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(利用料金の減免)

第9条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第10条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の承認を取り消し、又はその利用若しくは観覧を拒み、若しくは制限することができる。

- (1) 第7条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 第7条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- (3) その他やむを得ない理由により、指定管理者が特に必要があると認めたとき。

(損害賠償)

第12条 施設等を破損し、又は滅失した者は、市長の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第13条 指定管理者は、次の要件を満たす者のうち最も適当と認められる者について市長が指定する。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 記念館の適切な管理ができること。
- (3) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (4) 安定した経営基盤を有していること。
- (5) 管理経費の縮減が図られること。
- (6) 記念館の役割を適切に担えること。

2 指定管理者の指定に係る申請、決定、取消し等、指定管理業務の報告その他の手続は、市長が別に規則で定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第13条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(川喜多記念館建設等基金条例の一部改正)

- 2 鎌倉市川喜多記念館建設等基金条例（平成12年3月条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鎌倉市川喜多映画記念館建設等基金条例

第1条中「鎌倉市川喜多記念館建設等基金」を「鎌倉市川喜多映画記念館建設等基金」に改める。

別表（第8条）

1 記念館の利用に係る利用料金の上限額

業として行う写真撮影等	1時間につき 10,000 円
-------------	-----------------

備考 利用時間が1時間に満たないとき又はこれに1時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。

2 展示の観覧に係る利用料金の上限額

区 分	通常展		特別展	
	個 人	団体(20人以上)	個 人	団体(20人以上)
一 般	1人につき 200円	1人につき 140円	1人につき 500円	1人につき 350円
小学生及び中学生	同 100円	同 70円	同 250円	同 180円

備考 一般とは、15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。

3 映画の観覧に係る利用料金の上限額

区 分	通常上映	特別上映
一 般	1人につき 1,000 円	1人につき 2,000 円
小学生及び中学生	同 500 円	同 1,000 円

備考 一般とは、15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。